

はじめに

我が国の自殺対策の指針として定められた「自殺総合対策大綱」では、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」と書かれています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

また、自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

本市においては、平成31年3月に第1次四国中央市自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を目指して、ゲートキーパー養成研修、相談支援従事者スキルアップ研修、普及啓発事業を実施、さらに、庁内関係部署が協力して、それぞれの立場で自殺予防対策への取組を推進できるよう、庁内自殺対策連絡会を開催してまいりました。

このたび、第1次計画の評価と現下の状況を踏まえ、自殺対策をより強化した「第2次四国中央市自殺対策計画」を策定いたしました。本計画においては、引き続き「生きるための支援に関連する事業」を総動員し、保健、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携をもって、市民が住み慣れた地域で自分らしく、安心と生きがいを感じて暮らしていける社会の実現に向けて取組を進めていきたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、自殺は誰にでも起こり得る危機であると捉え、自殺対策の重要性に理解と関心を深めて頂きますとともに、普及啓発事業やゲートキーパーに関する講座のご活用等、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査、タウンコメント等で貴重な御意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月

四国中央市長 篠原 実

目 次

第1章 自殺対策計画改定の趣旨等

1	計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	SDGs（持続可能な開発目標）との関連	3

第2章 四国中央市の自殺の現状

1	統計からみた現状	
(1)	自殺死亡率の推移・・・・・・・・	4
(2)	男女別の自殺者数の推移・・・・・・・・	5
(3)	男女別・年代別の自殺者割合の推移・・・・・・・・	5
(4)	職業の有無別・同居の有無別・年代別の自殺死亡率・・	6
(5)	自殺の原因・動機・・・・・・・・	7
(6)	コロナ禍での影響・・・・・・・・	7
2	対策が優先されるべき対象群・・・・・・・・	8
3	前計画の評価・・・・・・・・	9

第3章 自殺対策における取組

1	基本方針・・・・・・・・	13
2	施策の体系・・・・・・・・	16
(1)	基本施策・・・・・・・・	16
(2)	重点施策・・・・・・・・	22
(3)	生きる支援関連施策・・・・・・・・	25

第4章 自殺対策の推進に向けて

1	計画の推進体制・・・・・・・・	26
2	計画の評価、進行管理・・・・・・・・	27

参考資料

1	生きる支援関連事業一覧・・・・・・・・	29
2	自殺対策基本法・・・・・・・・	35

第1章 自殺対策計画改定の趣旨等

1 計画改定の趣旨

四国中央市では、自殺が個人の問題でなく社会の問題として広く認識をされるきっかけとなった2016年（平成28年）に改正された自殺対策基本法に基づき2019年（平成31年）3月に四国中央市自殺対策計画を策定いたしました。計画は、地域の関係機関からなる庁外自殺対策計画策定実務委員と庁内関係部署を構成員とした庁内自殺対策実務委員による協議、その他の協力機関からの協力のもと全庁的な取組となるよう策定し実行してきました。

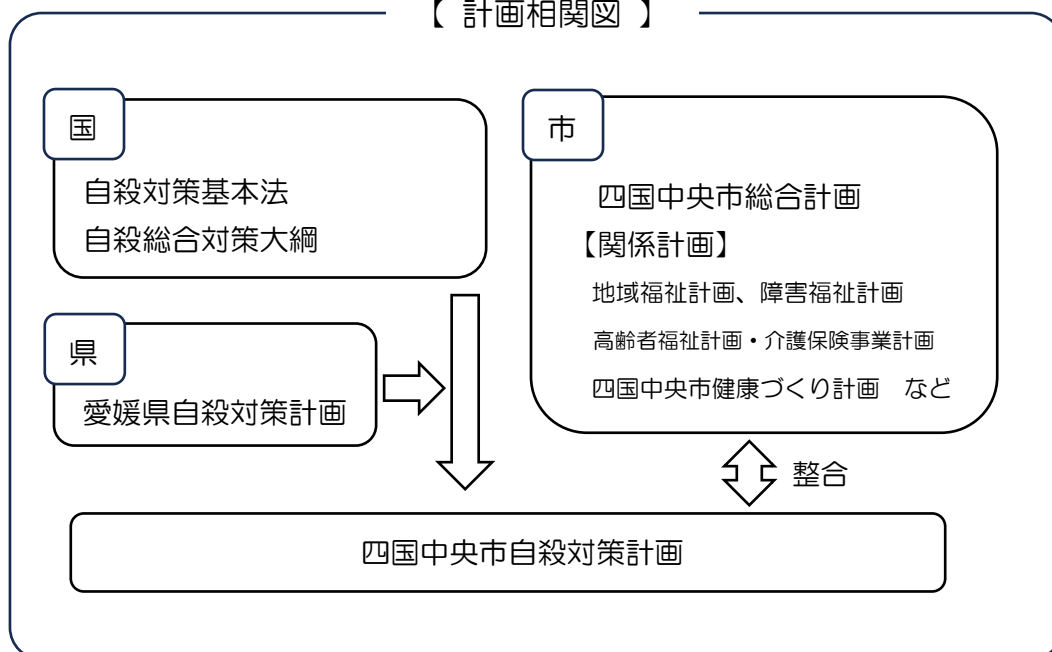
この度、計画期間の終期である2024年度を迎えるにあたり2023年度（令和5年度）に実施した最終評価アンケートをもととした最終評価に基づき改定版を策定することにより、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定された前計画をもとに令和4年度の間接評価、令和6年度の最終評価、関係部局へのヒアリング結果を反映するとともに、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえて改定したものです。

令和5年4月に策定された第3次四国中央市総合計画が目指す施策の展開を推進するものとして位置づけられるとともに、四国中央市健康づくり計画など関係する計画との整合についても調整を行いながら計画を推進していきます。

【 計画相関図 】



3 計画の期間

本計画の期間は、関係する四国中央市健康づくり計画との整合性を図るため令和7年度から令和12年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の制度の変更などにより見直しの必要が生じた場合には、期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の目標

自殺対策基本法において示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（令和8年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）の18.5と比べて30%以上減少させる13.0以下とすることを政府の進める自殺対策の目標として定め、その目標は令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱においても引き続きの目標となっています。

こうした国の方針を踏まえ、前計画では本市における平成27年の自殺死亡률을令和6年に30%以上減少させることを目標としており、令和6年の自殺死亡률은15.8となりました。本市の当面の目指すべき目標としては、引き続き2026年（令和8年）までに自殺死亡률을12.3以下に減少させるとともに、2030年（令和12年）においても12.3以下に減少させた状態を継続することとします。

貴重ないのちをこれ以上失い続けることがないように引き続き自殺対策に取り組む必要があります。

【目標値】自殺死亡率

2015年 (平成27年)		2026年 (令和8年)		2030年 (令和12年)
17.6 (16人)	⇒	12.3以下 (9人)	⇒	12.3以下 (9人)

【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

※（ 人）については、自殺者数

※令和8年、令和12年の自殺者数は目標とする自殺死亡률을基に、第三次四国中央市総合計画における推計人口 R7（国 80,619、市目標 80,239）及び R12（国 76,697、市目標 77,391）を使用して四国中央市において算出。

自殺者数と自殺死亡率の推移

年	平成 27年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
自殺者数(人)	16	11	13	11	14	16	18	13
自殺死亡率	17.6	12.4	14.9	12.7	16.4	19.0	21.6	15.8

【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（令和6年は暫定値）

5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守る姿勢で展開する必要があります。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と合致するものであり、自殺対策は SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。



第2章 四国中央市の自殺の現状

用語について

厚生労働省「人口動態統計」・・・対象は日本における日本人

警察庁「自殺統計」・・・対象は日本における日本人と外国人

自殺死亡率・・・人口10万人当たりの自殺者数

「人口動態統計」と「自殺統計」の作成上の差異について

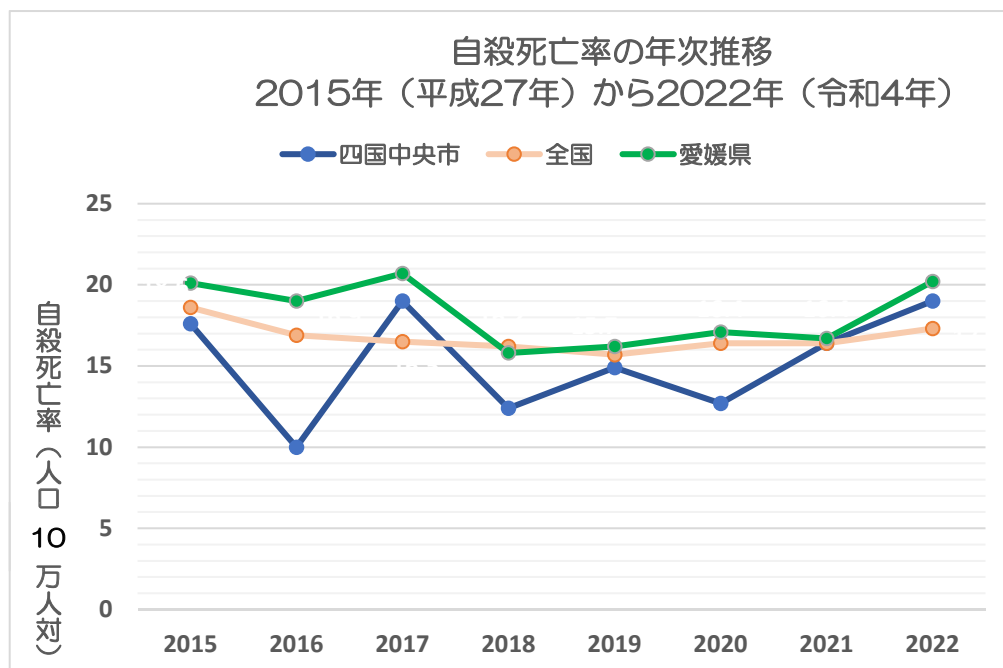
人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。自殺統計は、捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

また、自殺統計には「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、人口動態統計にはそれらの項目はありません。なお、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」は自殺統計を基に作成されています。

1 統計からみた現状

(1) 自殺死亡率の推移

本市の2015年から2022年までの自殺死亡率の推移について、年による増減はあるもののほぼ横ばいで推移していましたが、2020年以降上昇傾向を示しており予断を許さない状況となっています。

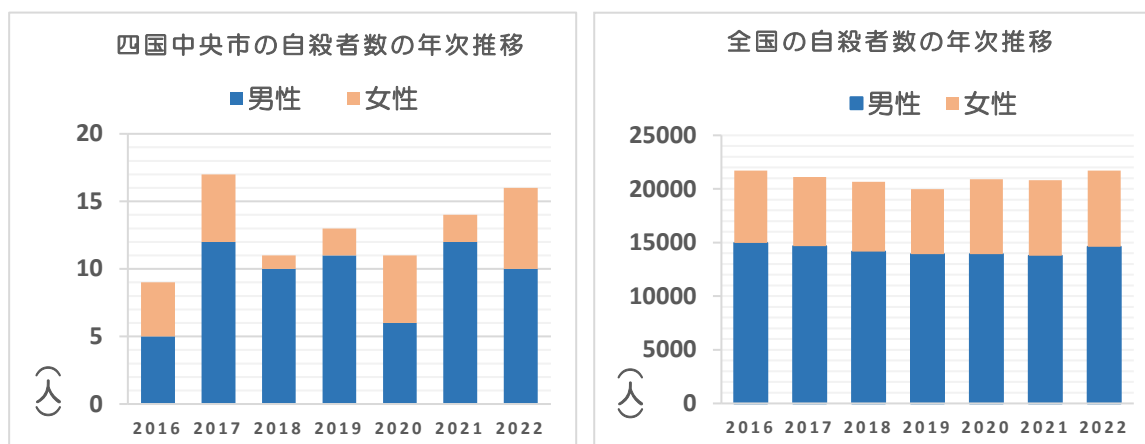


自殺死亡率の算出に用いた人口は、同年1月1日の住民基本台帳に基づく人口を用いている。

【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

(2) 男女別の自殺者数の推移

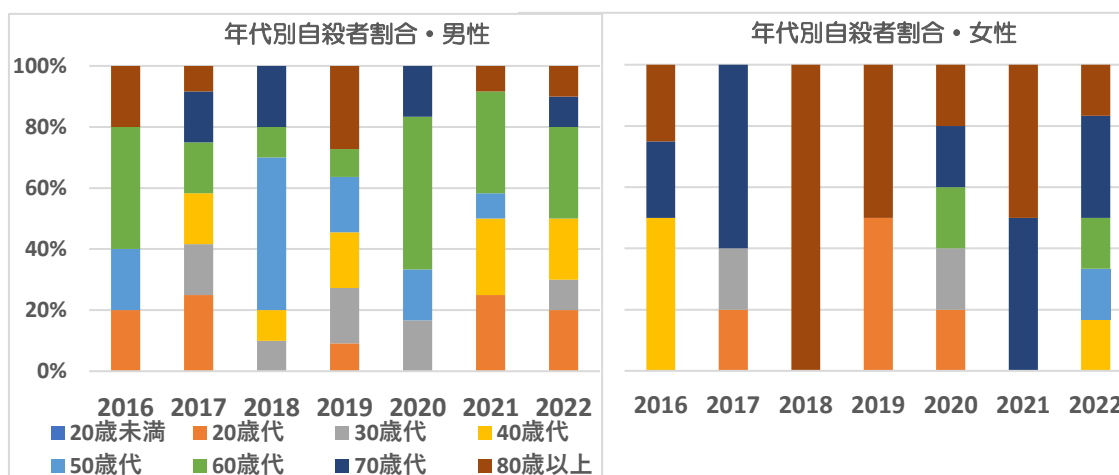
本市の2016年から2022年までの男女別自殺者数は、男性の割合が多くなっています。



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

(3) 男女別・年代別の自殺者割合の推移

本市における2016年から2022年までの年代別・男女別の状況では、年による変動はあるものの、男性は40歳代から60歳代、女性は60歳代以上の方の割合が多くなっています。20歳代については、男性・女性ともに年により増加が見られます。



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

60 歳以上の自殺者数の内訳（2018～2022 年合計）

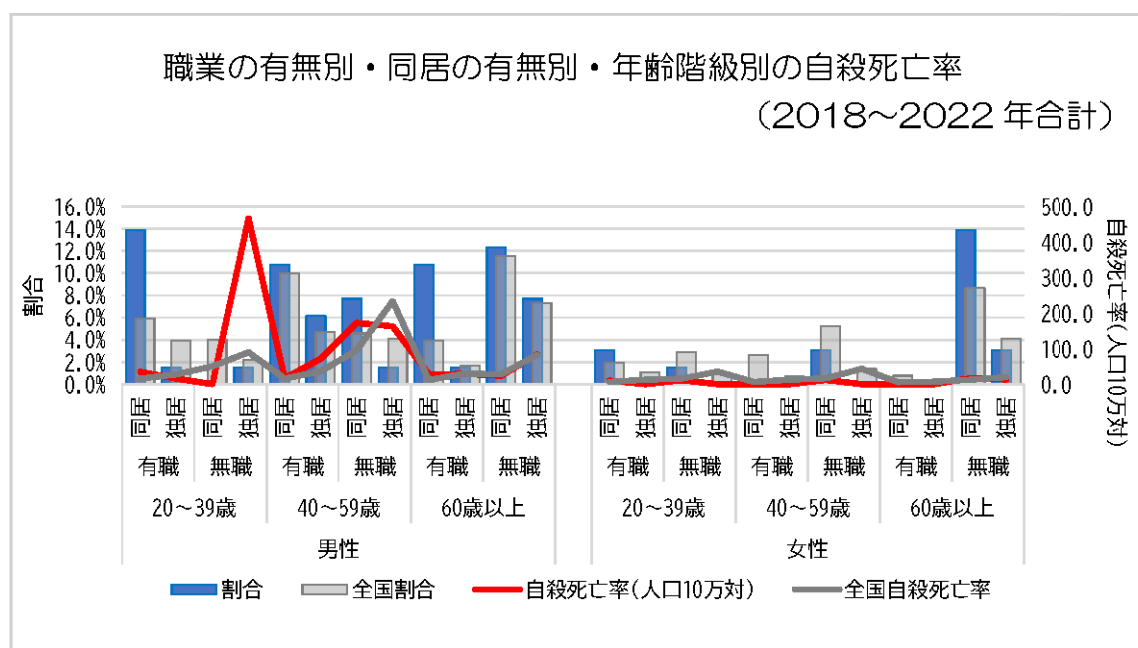
同居人の有無		自殺者数（人）		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	8	4	25.0%	12.5%	13.4%	10.0%
	70 歳代	4	0	12.5%	0.0%	14.9%	8.4%
	80 歳以上	3	2	9.4%	6.3%	11.9%	5.2%
女性	60 歳代	2	0	6.3%	0.0%	8.5%	2.8%
	70 歳代	3	1	9.4%	3.1%	9.1%	4.3%
	80 歳以上	4	1	12.5%	3.1%	7.0%	4.3%
合 計		32		100%		100%	

【出典】いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）地域自殺実態プロファイル 2023（自殺統計）

（自殺日・住居地）

（４）職業の有無別・同居の有無別・年代別の自殺死亡率

男性の 20～39 歳の無職者を除き、独居よりも同居人ありの割合が高くなっています。また、女性の 60 歳以上では、無職者で同居人ありの割合が高くなっていますが、同様に独居の場合においても割合は高くなっています。

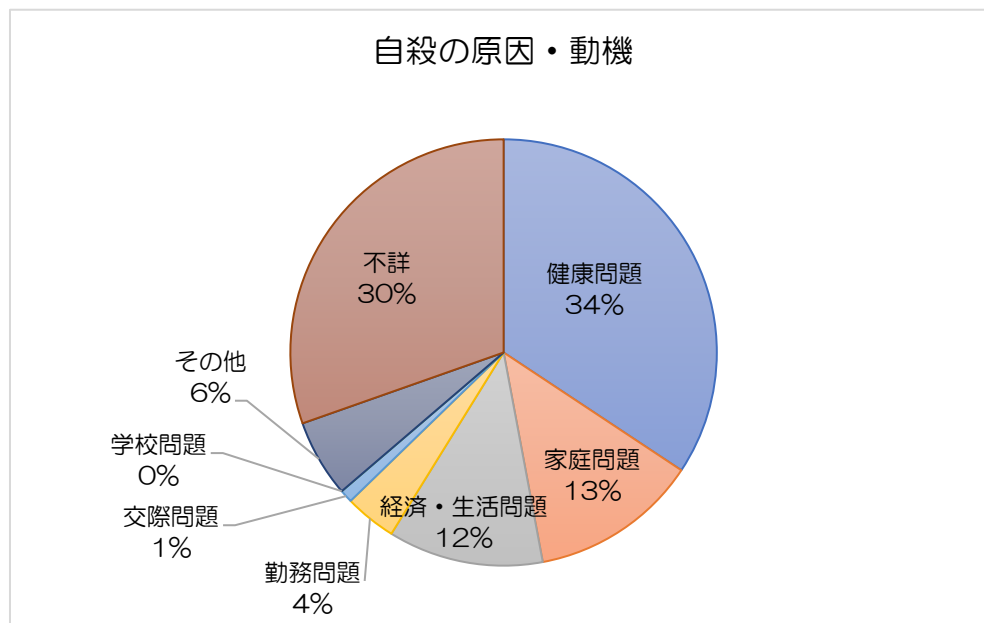


【出典】いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）地域自殺実態プロファイル 2023（自殺統計）

（自殺日・住居地）

(5) 自殺の原因・動機

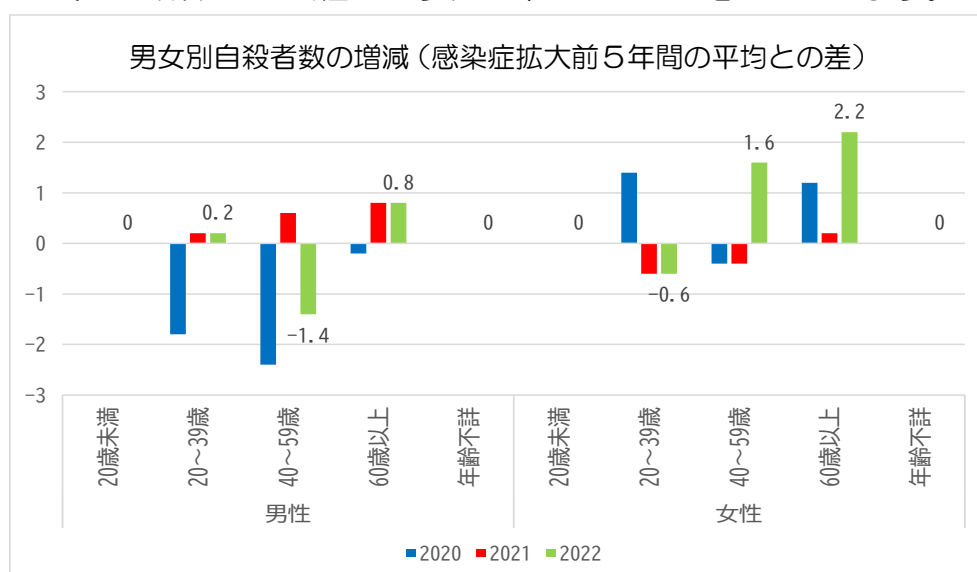
健康問題が34%と高く、ついで家庭問題、経済・生活問題となっています。これは、全国や愛媛県とほぼ同じ傾向です。しかし、自殺の多くは多様かつ複合的な背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると考えられています。



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（2018～2023 年合算、原因・動機については重複あり）

(6) コロナ禍での影響

2020 年（令和2年）から2022 年（令和4年）の男女別・年齢階級別の自殺者数について、新型コロナウイルス感染拡大前5年間（2015 年（平成27 年）から2019 年（令和元年））の自殺者数の平均との差を確認したところ、60 歳以上の女性がいずれの年についても増加しています。



【出典】いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）地域自殺実態プロファイル 2023（自殺統計）

2 対策が優先されるべき対象群

2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）の 5 年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センターのプロファイルにより割合が多い属性の上位 5 区分が抽出されました。前計画策定時に特徴として抽出された 2012 年（平成 24）から 2016 年（平成 28 年）の 5 年間との比較においては、20 歳から 39 歳の有職同居の方が上位になっています。

男性 60 歳以上無職独居の方は、今回上位 5 区分ではなくなっていますが、6 ページのグラフのとおり割合としては、高いままとなっています。

四国中央市の自殺者の特徴 (2018 年～2022 年合計)

上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率** (人口 10 万対)	背景にある主な自殺 の危機経路***
1 位：男性 20～39 歳 有職同居	9 人	13.8%	34.5	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
2 位：女性 60 歳以上 無職同居	9 人	13.8%	16.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位：男性 60 歳以上 無職同居	8 人	12.3%	24.0	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4 位：男性 60 歳以上 有職同居	7 人	10.8%	27.7	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
5 位：男性 40～59 歳 有職同居	7 人	10.8%	16.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

【出典】いのち支える自殺対策推進センター（JSCP） 地域自殺実態プロファイル 2023（自殺統計）

（自殺日・住居地）

※順位は自殺者数の多さに基づきます。

※※自殺死亡率の算出人口は令和 2 年国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進センターで推計されています。

※※※背景にある主の自殺の危機経路は、NPO 法人ライフリンクが行った実態調査「自殺実態白書 2013」を参考にしています。自殺者数の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例です。

【前計画時】

四国中央市の自殺の特徴

(2012 年～2016 年合計)

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率** (人口10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路
1位：男性60歳以上 無職同居	16人	19.5%	41.9	失業（退職）→生活 苦＋介護の悩み（疲 れ）＋身体疾患→自 殺
2位：男性40～59歳 有職同居	11人	13.4%	24.3	配置転換→過労→職 場の人間関係の悩み ＋仕事の失敗→うつ 状態→自殺
3位：男性60歳以上 無職独居	7人	8.5%	115.2	失業（退職）＋死 別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観 →自殺
4位：男性60歳以上 有職同居	7人	8.5%	30.3	①【労働者】身体疾 患＋介護疲れ→アル コール依存→うつ状 態→自殺／②【自営 業者】事業不振→借 金＋介護疲れ→うつ 状態→自殺
5位：女性60歳以上 無職同居	6人	7.3%	10.3	身体疾患→病苦→う つ状態→自殺

【出典】自殺総合対策推進センター（JSSC） 地域自殺実態プロファイル2017（自殺統計）（自殺日・住居地）

※順位は自殺者数の多さに基づきます。

※※自殺死亡率の算出入口は平成27年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターで推計されています。

3 前計画の評価

2019年（平成31年）3月の前計画策定時に設定した評価指標がどの程度達成できたか等について、令和5年度に実施した市民アンケートや関係各課の事業実施状況等から以下のとおり評価を行いました。

市民アンケート実施内容

実施期間：R5.8.21～R5.9.20

対 象：20歳以上の市民1,200人（無作為）

方 法：質問票の郵送（回答方法は、紙での返送又はWeb回答）

回 答 数：393名（32.8%）

① アンケートによる評価

指標の内容	平成 30 年度 計画策定時	令和 3 年度 実績（中間）	令和 5 年度 実績（最終）	目標値
悩みがあるときに、誰かに相談したいと思う人の割合	63.2%	67.8%	69.2% (62.6%)	80%以上
ゲートキーパーを知っている人の割合	9.3%	15.4%	12.8% (11.5%)	30%以上
「自殺は社会の問題である、追い詰められた末の死である」と捉える人の割合	72.0%	65.9%	73.4% (70.0%)	90%以上
「自殺は自分にはあまり関係ない」と思う人の割合	17.6%	13.9%	17.4% (20.6%)	5%以下
「悩みを家族、友人等日頃かかわっている人に相談する」人の割合	80.8%	83.8%	83.9% (80.9%)	90%以上
各相談窓口を知っている人の割合	31.5%	73.9%	88.9% (86.0%)	80%以上
必要時に精神科または心療内科を受診しようと思う人の割合	5.1%	1.7%	3.3% (3.8%)	20%以上
自殺対策に関する啓発物に目を通す人の割合	69.9%	75.0%	71.2% (71.8%)	90%以上
身近に相談できる人がいる妊婦の割合（注 1）	98.2%	98.9%	99.4%	100%
中学 1 年生のうち相談できる人がいる生徒の割合（注 2）	87.8%	89.2%	92.8%	100%

※令和 5 年度実績欄において（ ）の数値は、今回からアンケート対象とした 70 代以上の方を含めた回答集計。

（注 1）保健推進課による事業時に回収されたもの

（注 2）学校政策課を通じて各中学校より回答・集計されたもの

多くの項目において、目標値を下回る結果となりました。数値については、中間評価から改善していない項目もありますが、計画策定時に比べると概ね改善がみられる状況です。今回からアンケート対象とした 70 代以上を含めた場合では、全体的に数値が悪化していることから 70 代以上の方に向けた心の健康や自殺予防に関する理解を深められるような取り組みが必要です。ゲートキーパーの周知・啓発についてはすべての世代において不十分であるため、啓発方法を含めて検討する必要があります。

② 事業による評価

指標の内容	平成 30 年度 計画策定時	令和 3 年度 実績（中間）	令和 5 年度 実績（最終）	目標値
こころの健康リーフレットの配布枚数	3,000 枚	7,425 枚	7,429 枚	8,000 枚
各課から関係機関職員等にゲートキーパー研修受講を勧奨した回数	1 回	5 回	16 回	40 回
企業でのまちづくり出前講座実施回数	6 回	0 回	0 回	15 回
発達マイノリティに関する理解促進等の研修会等の参加人数	200 人	311 人	163 人	400 人
ひきこもり状態にある人を他機関へつないだ人数	0 人	2 人	0 人	5 人
障がい者就労移行支援事業所を通じて就労へつながった人数	10 人	1 人	7 人	15 人
児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会等研修会への参加人数	3 人	2 人	7 人	10 人
養育支援訪問事業訪問回数	129 回	243 回	345 回	250 回
認知症サポーター数（延べ）	10,226 人	14,049 人	15,894 人	15,000 人
集いの場（貯筋体操サークル）実施箇所数、参加者数	60 か所 1,136 人	75 か所 1,052 人	78 か所 995 人	90 か所 1,500 人
養護老人ホームの入所者数	共楽園 45 人 敬寿園 20 人	共楽園 50 人 敬寿園 50 人	共楽園 50 人 敬寿園 50 人	共楽園 50 人 敬寿園 50 人

相談窓口を掲載した『こころの相談窓口リーフレットの配布枚数』については、目標値には届かなかったものの、計画策定時に比べて多くの方の目に触れる機会を作れています。引き続き、全庁的な取組として相談窓口の周知を進めていきます。

企業でのゲートキーパー養成研修に関するまちづくり出前講座の実施については、評価年には実施ができておりませんが、相談窓口リーフレットの配布を通じてゲートキーパーの意義を周知・啓発することができました。

全体としては、計画策定時に定めた目標に対して着実に事業実施が行えてお

り、特に養育支援訪問事業訪問回数や認知症サポーター数などは目標を大きく上回る実績となりました。なお、養育支援訪問事業訪問回数について、第1次計画策定時と現在とでは集計方法が異なりますが、最終評価においては第1次計画策定時の集計方法を使用しています。

第3章 自殺対策における取組

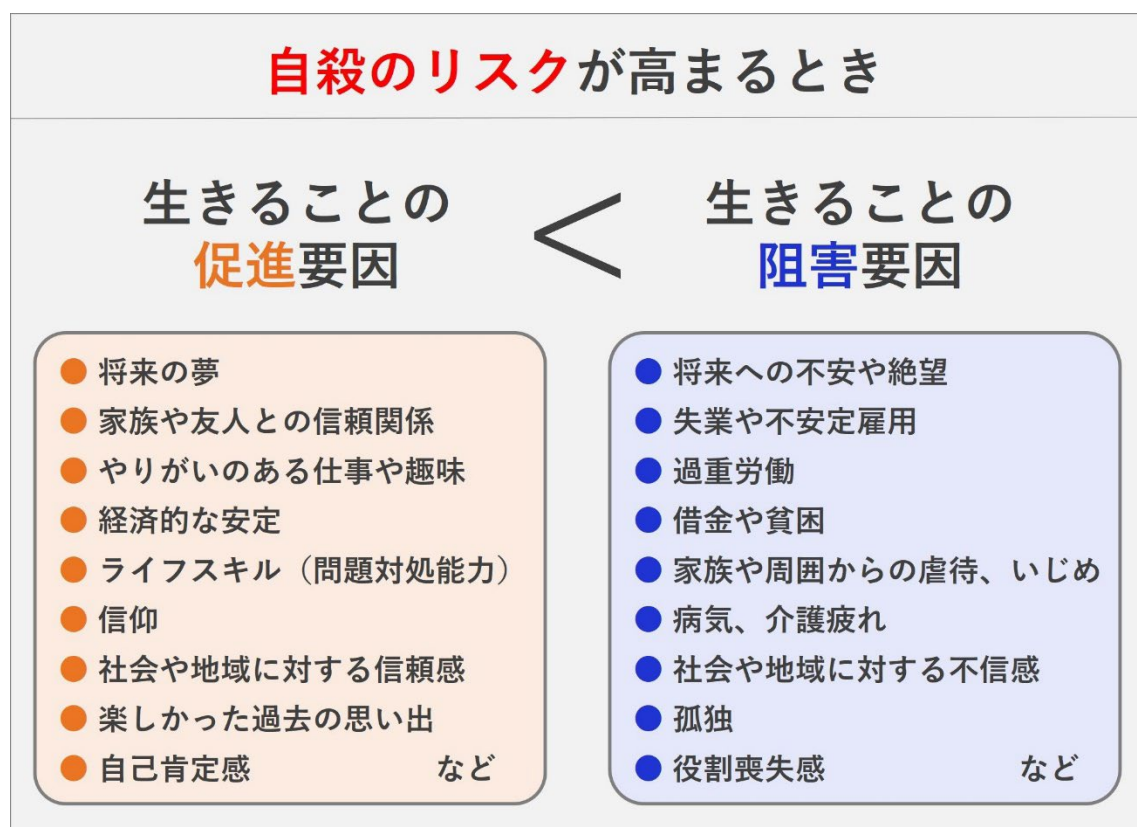
1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では以下の6点を自殺対策における基本方針としていきます。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。



【出典】いのち支える自殺対策推進センターHP

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するため

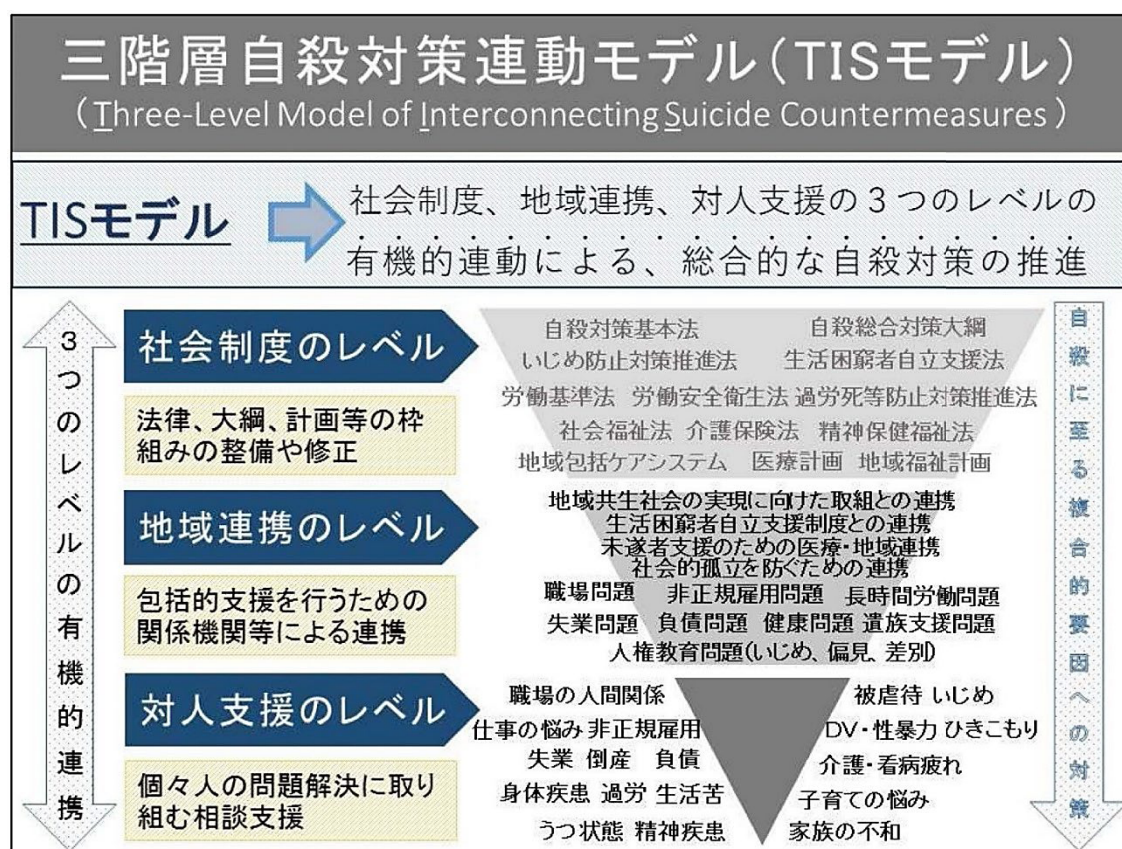
には、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組を展開していくとともに、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる一人ひとりがそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等の実務連携による「地域連携のレベル」、支援制度の整備等を通じた「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

また、段階別の対応としては、心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階で対応を行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合における「事後対応」という3つの段階ごとに施策を講じる必要があります。



三階層自殺対策連動モデル (自殺総合対策推進センター資料)

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係機関、各種団体、企業、そして市民一人ひとりが自殺対策の視点を持ち、連携・協働して一体となってそれぞれができる取組を推進していくことが大切です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【追加】

自殺対策基本法第 9 条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められています。このことを改めてしっかりと認識し、自殺対策に取り組む必要があります。

２ 施策の体系

本市の自殺対策は、いのち支える自殺対策推進センターが提供する「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての地方公共団体で取り組むことが望ましいとされている５つの「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえて定めた４つの「重点施策」、本市で実施している生きるための促進要因となりうる事業をまとめた「生きる支援関連施策」で構成されています。

すべての地方公共団体で実施が望まれるもの

基本施策	1	地域におけるネットワークの強化
	2	自殺対策を支える人材の育成
	3	市民への啓発と周知
	4	生きることの促進要因への支援
	5	児童生徒の SOS の出し方に関する教育

四国中央市の実態により実施するもの

重点施策	1	若者を対象とした自殺対策【追加】
	2	高齢者を対象とした自殺対策
	3	生活困窮者を対象とした自殺対策
	4	勤務問題に関する自殺対策

生きる促進要因になりえるもの

生きる支援関連施策	基本施策４生きることの促進要因に関わる、本市において実施されている事業
-----------	-------------------------------------

（１）基本施策

基本施策１ 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これは、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携強化も含みます。

取 組	内 容	主な実施機関
庁内自殺対策連絡会	自殺対策計画の進捗確認や評価を行い、全庁的なネットワークを強化する	保健推進課

取 組	内 容	主な実施機関
庁外関係機関との連携	庁外関係機関に相談窓口の周知や健康教室の受講を依頼する	保健推進課
生活困窮者自立相談支援事業	生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行う	生活福祉課
要保護児童対策地域協議会による連携強化	保護を必要とする児童等を支援する事業において連携を行う	こども家庭課
自殺未遂者のための連携強化	自殺未遂者に対する警察、消防、医療機関、保健所などとの連携を強化する方法の検討を行う	保健推進課

成果指標内容	関連施策	現況値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
庁内自殺対策連絡会の実施	—	2回/年	2回/年

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な分野の関係者に自殺対策の視点を持つための研修等を実施するなど人材育成に取り組みます。

取 組	内 容	主な実施機関
市職員等を対象としたメンタルヘルス研修の実施	全職員、管理職等に対するメンタルヘルス研修を継続し、セルフケアをはじめとする心の健康づくりを推進する	人事課
ゲートキーパーの養成	窓口業務など市民と接する機会がある市職員や関係機関職員等をはじめとする方々を対象としてゲートキーパー養成研修を実施する	保健推進課
まちづくり出前講座での生きる支援に関する講座の実施	こころの健康づくりをテーマとした出前講座を開設する	保健推進課
スキルアップ研修の実施	庁内外の関係機関等に対して、相談支援を行う際のスキルアップを目指す研修を実施する	保健推進課

成果指標内容	関連施策	現況値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
ゲートキーパーの養成数(累計)	重点1	3,182人	3,900人

基本施策3 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口を知らなければ、適切な支援につなげることはできません。そのため、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供していきます。

また、自殺を含むショックなニュースや報道に触れて心がざわついたときなどは、原因となっている情報から一旦距離を置くことも大切であることなど自分を守るための情報についても提供していきます。

取組	内 容	主な実施機関
イベント等の機会を活用した啓発	健康まつり等の機会を活用してストレスチェックやパネル展示等で心の健康に関する啓発活動を実施する	保健推進課
9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間での啓発	街頭啓発や市内図書館での特設コーナー設置など、期間中に集中的に啓発活動を行う	保健推進課
各窓口などでの相談機関等についてのリーフレット配布	庁内外の関係機関などにおいてリーフレットの配布やポスター設置を行う	該当するすべての課
メディアを活用した啓発	市の広報誌やケーブルテレビを活用した生きる支援に関する情報の啓発などを実施する	保健推進課
地域や家庭と連携した啓発活動	PTA や地域関係機関と連携した啓発活動を実施する	生涯学習課
研修会等の機会を活用した啓発	発達マイノリティに関する理解の促進を図る	発達支援課

成果指標内容	関連施策	現況値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
こころの健康リーフレットの配布枚数	基本5 重点1	7,429 枚	8,500 枚
発達マイノリティに関する理解促進等の研修会等の参加人数	基本4	163 人	400 人

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やすための取組を行い、それらを通じて自殺リスクを低下させる必要があります。そのため、「生きることの促進要因」となりうる様々な分野における取組を推進していきます。

取 組	内 容	主な実施機関
障害者福祉手当支給事務	日常生活が困難な重度障がい者(児)の福祉向上のため手当を支給する。 また、現況届提出時などの面談を通じて、他の支援が必要と判断されるときは関係機関と連携し対応を行う	生活福祉課
障がい者の交流や居場所の確保	障がい者福祉団体連合会等を通じて交流の場や居場所の確保に努める	生活福祉課
愛媛県スクールカウンセラー活用事業・愛媛県ハートなんでも相談員設置事業	不登校をはじめとする諸問題への対策として、スクールカウンセラーやハートなんでも相談員、心の教室相談員を配置し各学校の教育相談を充実させる	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる健全育成の推進強化	補助者に対して福祉の専門家が直接対応し、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなどの対応を行う	学校教育課
不登校対策総合推進事業	子どもの不登校や登校しぶり、いじめ、不適切な行動など学校生活・家庭生活上の問題での悩みや心配事に関する相談をこども支援室訪問相談支援員が受け付ける	学校教育課

取 組	内 容	主な実施機関
児童虐待防止対策事業	児童虐待防止啓発や家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する	こども家庭課
女性等への相談事業	DV 被害者や消費生活上のトラブルなどについて関係機関と連携して対応する	地域振興課 市民くらしの相談室
ひきこもり相談等の実施	家族等からのひきこもり状態にある方の相談を受けるとともに、必要に応じて関係機関につなぐ等の支援を行う	保健推進課 発達支援課
自殺未遂者支援のための連携強化	保健所や消防等との連携により未遂を含めた自殺の現状について把握するよう努める	保健推進課
関係する支援者への支援	様々な支援を行う方に対して、支援者自身のメンタルヘルスの必要性について周知啓発する	保健推進課
救急出動時の「生きる支援」に関する対応についての検討	救急搬送時の適切な対応方法について検討する。また、可能な際には相談窓口などの情報提供を行う	保健推進課 警防課

成果指標内容	関連施策	現況値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
関係機関と協力して、不登校等支援についてのケース会議を実施した人数	基本1	4人	10人
養育支援訪問事業訪問回数	—	189回	250回
ひきこもり状態にある人を他機関へつないだ人数	基本1 重点2	0人	5人

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、学校や家庭、地域など社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を学ぶとともに「辛い時や苦しい時には助けを求めることが大切であることを学ぶための教育(SOSの出し方に関する教育)」に取り組めます。

また、出されたSOSに対して、周囲の人が適切に対応できるよう普及啓発を行います。

取 組	内 容	主な実施機関
教職員の自殺予防やSOSの出し方に関する教育のスキルアップ	研修会への参加など教職員がSOSの出し方に関する教育のスキルアップに取り組む	学校教育課
SOSの出し方に関する教育の推進	「SOSの出し方に関する教育」関連授業の実施を行う	学校教育課
相談機関の周知	児童生徒が相談しやすい相談窓口の周知を行う	学校教育課
相談機関の周知	思春期教室などで心の健康を守るための資料や相談機関が掲載されたリーフレットの配布を行う	保健推進課

成果指標内容	関連施策	現況値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
長期休業明け等の心のお天気調べ実施校数	重点1	26校/26校	26校/26校

(2) 重点施策

重点施策1 若者を対象とした自殺対策【追加】

本市において過去5年間（平成30年から令和4年）の20歳から39歳男性の自殺者は9人で、同じ期間における60歳以上男性の自殺者15名に次いで高い値です。また、自殺死亡率では34.5と他の階層に比べて最も高い値となっています。他方、20歳未満の自殺者は同期間において0名であり、援助希求力を高めるSOSの出し方に関する教育や身近に関わる人からの援助が効果的であることが推測されます。このことから、基本施策5にあるSOSの出し方に関する教育等の推進、基本施策2にある身近な人の変化に気付けるゲートキーパーの増加や認知度の向上、基本施策3にある相談先情報の周知を強化することを通じて若者への支援を推進していきます。

取 組	内 容	主な実施機関
義務教育期間終了後から就職までの期間における支援	本人や家族からの支援に関するニーズの把握に努める	発達支援課
妊娠期から子育て期にわたる支援	妊娠期から就学期における支援者間の連携を行う	保健推進課
産後うつ対策の推進	赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票等を活用し精神状態を把握し、早期発見・早期治療を推進する	保健推進課
産後ケア事業	育児不安を抱える産婦を対象に不安軽減と心身の安定を図るための事業を実施する	保健推進課

※ゲートキーパーの増加や認知度向上については、基本施策2を参照

※相談先情報の周知については、基本施策3を参照

※SOSの出し方に関する教育等の推進については、基本施策5を参照

重点施策2 高齢者を対象とした自殺対策

高齢者は、配偶者や家族との死別や離別、病気などをきっかけに孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込む可能性があります。また、ひきこもり状態が長期化する中で本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050問題」も課題となっています。

そこで、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者など支援者への支援を推進します。加えて、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の機会づくりを進めるとともに、必要な情報が本人に届くよう施策を推進していきます。

取 組	内 容	主な実施機関
独居高齢者福祉ネットワーク事業	独居高齢者の名簿を基に、民生児童委員や見守り推進員によるゆるやかな見守り活動を行う	長寿支援課
高齢者に対する総合相談と支援	様々な課題のある高齢者に対して、総合相談を実施し、適切なサービスや制度の利用につなげる	長寿支援課
地域の高齢者が集まれる地域づくり	高齢者が他者とながかり、心身の健康につなぐ等の支援を行う	長寿支援課
介護を行う家族等への支援	介護交流会の実施や個別の介護相談等を通じて家族等の精神的負担軽減に努める	長寿支援課
高齢者向け各種講座、教室の開催	教室への参加や他者との交流を通して、生きがいや役割の創出につなげる	長寿支援課
幼児や青少年など世代を超えた交流	三世代交流事業等を通じて様々な世代間の交流を図る	生涯学習課

※ひきこもり支援については、基本施策4を参照

成果指標内容	関連施策	現況値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
認知症サポーター数(延べ)	—	15,894 人	22,500 人
集いの場(貯筋体操サークル)実施箇所数、参加者数	—	78 か所 995 人	100 か所 1,300 人

重点施策3 生活困窮者を対象とした自殺対策

生活困窮の背景は、健康面、経済面だけでなく他者とのつながりが希薄であることによる関係性の貧困に苦しんでいるケースも想定されるなど、生活困窮者の方々は多種多様な課題を複合的に抱えていることが少なくありません。

経済的困窮だけでなく、地域からの孤立を含めた様々な側面での生きづらさや生活上の困難を抱える方々が自殺へ追い込まれることがないように、自殺対策と生活困窮者自立支援制度に基づく支援との緊密な連携を行います。また、多分野の関係機関の連携・協働による心身の健康や経済上の支援、人間関係等の視点を含めた包括的な支援を行っていきます。

取 組	内 容	主な実施機関
生活相談支援センター相談支援事業	生活相談支援センターにおける支援について、他機関等と連携向上に努める	生活福祉課
生活保護制度による支援と関係機関との連携	生活保護制度による支援の中で、精神疾患を抱える方など、支援対象者が抱えているリスクに応じて関係機関と連携を行う	生活福祉課
生活困窮者への就労支援	生活困窮者の就労支援においてハローワーク等、関係機関との連携に努める	生活福祉課

※関係機関との連携については、基本施策 1 も参照

重点施策 4 勤務問題に関する自殺対策

本市では 20 歳以上の男性有職者の自殺者が多い状態です。有職者の自殺の背景は必ずしも勤務問題だけとは言えませんが、配置転換や職場の人間関係など勤務に関わる様々な問題に悩み、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や家庭内不和等となり自殺のリスクが高まるケースも想定されます。このように、自殺に至る過程において勤務問題が影響を及ぼしている可能性も考えられることから、自殺リスクの低減を図ることが必要です。

早期支援につなぐための連携強化をはじめ、経営者や従業員が必要とするときに適切な専門機関につなげることができるよう、相談機関の周知・啓発などの対策を進めていきます。

取 組	内 容	主な実施機関
生きる支援に関する情報の周知	企業の会報等への生きる支援に関する情報等の掲載に向けた連携強化を行う	保健推進課
自殺対策に関する取組の周知・啓発	関係機関や市広報等を通して自殺対策に関連する取組の周知・啓発を行う	産業支援課
勤務問題をテーマとした出前講座の実施	企業において勤務問題をテーマとした出前講座が実施できるよう啓発を行う	保健推進課
中小企業労働者の健康管理（健診受診率の向上）	休日や午後の健診日程設定や受診勧奨など市内企業における健診受診率向上を目指す取組を行う	保健推進課

成果指標内容	関連施策	現況値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
企業でのまちづくり出前講座実施回数	基本2	0回	3回

（3）生きる支援関連施策

生きる支援関連施策について、生きる支援関連事業として 29 ページから一覧を記載。

第4章 自殺対策の推進に向けて

1 計画の推進体制

本市の自殺対策を効果的に実施するため、健康づくりに係る施策の推進を目的として設置している四国中央市健康づくり推進協議会や関係部局からそれぞれ一つ以上の課を選出することで庁内の横断的体制を整備する庁内自殺対策連絡会を通じて、関係各課や関係機関等と連携して総合的に自殺対策を推進します。

(1) 四国中央市健康づくり推進協議会 委員構成団体

宇摩医師会、宇摩歯科医師会、四国中央市議会総務市民委員会、
四国中央保健所、四国中央市教育委員会、四国中央市社会福祉協議会、
四国中央市公民館連絡協議会、四国中央市老人クラブ、
四国中央市食生活改善推進協議会（順不同）

(2) 四国中央市庁内自殺対策連絡会

部局名	課 名
総務部	人事課
	人権施策課
政策部	政策推進課
	地域振興課 市民くらしの相談室
	税務課
市民部	国保医療課
福祉部	長寿支援課
	生活福祉課
	こども家庭課
	発達支援課
経済部	産業支援課
建設部	建築住宅課
教育委員会事務局教育管理部	生涯学習課
教育委員会事務局教育指導部	学校教育課
水道局	水道総務課
消防本部	警防課
(事務局)	保健推進課

2 計画の評価、進行管理

全庁的に本計画の実施状況について共有を行うとともに、庁内自殺対策連絡会において定期的な評価や進行管理を行い、その結果については健康づくり推進協議会に報告するなど進捗状況の共有と必要に応じた計画の見直しを行っていきます。

参考資料

- 1 生きる支援関連事業一覧
- 2 自殺対策基本法

1 生きる支援関連事業一覧

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
1	総務部	総務調整課	教育大綱の策定	基本理念「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援 一人ひとりを大切に人を輝かすあったかな四国中央市の教育」の具現化に努める。
2	総務部	総務調整課	総合教育会議の運営	総合教育会議を設置し、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。
3	総務部	総務調整課	行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	・行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・自治体のホームページ／SNSによる情報発信 ・新聞各社／テレビ／ラジオでの情報伝達 ・CATV広報番組等の作成 ・広報誌等の編集・発行
4	総務部	人事課	市役所職員に対するメンタルヘルス対策	・市役所職員を対象としたメンタルヘルスセルフケア研修会の実施 ・メンタル相談事業やカウンセリング事業の実施 ・ストレスチェック事業 ・過重労働対策事業 ・安全衛生委員会による職場環境チェックの実施 ・ハラスメント相談員による相談事業
5	総務部	防災まちづくり推進課	地域における大規模自然災害対策事業	地域における大規模自然災害の発生に備えるため、地域の対策を地域防災計画に位置付けるとともに、長期にわたる避難生活支援対策として「避難所開設の運営マニュアル」を作成するなど、災害対策を強化する。
6	総務部	防災まちづくり推進課	避難行動要支援者避難支援等事業	平常時から自力避難が困難な要介護者や重度の身体障がい者等について名簿を作成し、町内会や自主防災会、消防や警察等の避難支援等関係者と情報を共有することで、地域ぐるみでの避難支援体制を確立する。
7	総務部	人権施策課	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行う。
8	政策部	政策推進課	四国中央市総合計画（四国中央市総合戦略）	人口減少対策に効果実効性のある取組を戦略的に進める計画
9	政策部	地域振興課	男女共同参画計画推進事業	（1）男女共同参画審議会の実施 （2）行政職員対象研修会 全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識を向上させる。 （3）第2次男女共同参画計画冊子(改訂版)の作成
10	政策部	地域振興課	ボランティア市民活動センターにおけるボランティア育成	傾聴ボランティア等の育成を図る。
11	政策部	地域振興課	ボランティアのマッチング事業	ボランティア市民活動センターへ自発的な意志によりボランティア活動を希望する市民が登録しておき、ボランティアを必要とする市民に対して、その登録者の情報を提供する。
12	政策部	地域振興課市民くらしの相談室	消費生活対策事務	・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援 ・多重債務者対策
13	政策部	地域振興課市民くらしの相談室	配偶者暴力相談窓口	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護
14	政策部	地域振興課市民くらしの相談室	住民への相談事業	住民への相談事業(来館・電話) (法律・税務相談は別担当部署)
15	市民部	市民窓口センター	国民年金受付業務	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書等の受付、相談対応等を行う。
16	市民部	生活環境課	清掃事業 (安心ふれあいごみ収集事業)	高齢者・障害者対象の戸別訪問によるごみ出し支援
17	市民部	生活環境課	公害・環境関係の苦情相談	公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
18	市民部	国保医療課	重複服薬者保健指導事業	同一月に3以上の医療機関より、同一の薬効の薬剤の投与を受けている対象者に、文書や電話、自宅訪問等による保健指導（重複服薬の弊害や医療機関の利用方法等）を実施する。
19	市民部	国保医療課	特定健康診査及び後期高齢者健診事業	国保被保険者と後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等を早期発見し、適切な医療につなげて重症化の予防を図るため、自己負担無料で実施。
20	市民部	国保医療課	保険料の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握
21	市民部	国保医療課	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費助成
22	市民部	保健推進課	母子保健 （要支援者への個別支援）	・ハイリスク妊婦への支援 ・経過観察児（発達面・養育面等）への支援 ・フォロー教室（ドラえもん教室・アンパンマン教室） ・他機関との連携 ・健康診査未受診者への受診勧奨や母子保健の各制度の周知を図る。 ・各種事業で、母子保健事業の紹介をする。
23	市民部	保健推進課	新任保健師育成事業	先輩保健師等が指導者となって実際の保健指導の現場において、新任保健師に必要な助言等を行い、育成する。指導者は、新任保健師の指導に当たっては地域保健従事者としての能力育成に自殺対策の視点も含めるよう努める。
24	市民部	保健推進課	四国中央市健康づくり計画の検証	令和6年度に第2次健康づくり計画の評価を行い、令和7年度からの第3次計画を策定した。健康寿命の延伸を基本目標に、誰もがすこやかに自分らしく暮らせるまちを目指して計画を推進する。計画の策定・見直しにおいては、四国中央市自殺対策計画との連動性を高めるよう努める。
25	市民部	保健推進課	四国中央市健康づくり推進協議会	四国中央市健康づくり推進協議会を設置し、市民の保健対策のための方策を体系的総合的に協議する。
26	市民部	保健推進課	四国中央市健康まつり	「自らの健康は自らの手で守る」という自覚を高め、家族・地域ぐるみの積極的な市民参加により、健康で心豊かな市民生活の実現を目指して開催をする。
27	市民部	保健推進課	健康教育に関する普及啓発事業	・健康教育講座(精神保健・母子保健)等の実施 ・食生活改善推進員や健康づくりサポーター等の活動の支援
28	市民部	保健推進課	生活習慣病予防	総合健診・健康教室・健康相談・健診結果相談会・保健指導等の実施
29	市民部	保健推進課	精神保健 （個別相談支援事業） （地域自殺対策強化事業）	来所、電話、訪問等、個別相談により、必要に応じて関係機関及びカウンセリングに繋いで支援を継続する。
30	市民部	保健推進課	精神保健 （精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進）	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、相談時に必要と思われるケースは関係機関との連携により医療機関に繋ぐ。
31	市民部	保健推進課	精神保健 （困難事例対応精神障害者と家族への個別支援の充実）	困難事例対応精神障害者（疑い含む）だけでなくその家族の心身の負担を軽減する個別支援の充実を図る。
32	市民部	保健推進課	母子保健 （妊娠期）	・母子健康手帳交付 ・妊婦一般健康診査 ・ママパパ学級 ・妊娠届時に、保健師等による対面での「妊婦相談（相談やサービス紹介等）」を実施し、また伴走型相談支援として「妊娠8か月アンケート」を行うなど、その後の妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援充実への端緒とする。
33	市民部	保健推進課	母子保健 （こども発達相談）	・发育発達相談 ・巡回相談
34	市民部	保健推進課	母子保健 （思春期教室）	・市内中学3年生を対象に、思春期教室を実施する。

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
35	市民部	医療対策課	二次救急病院の充実及び中核病院の設立のための支援策検討	地域住民の信頼と期待に応えうる地域医療の担い手として、また、病院群輪番制病院運営事業として、県から告示を受けた二次救急病院が輪番制により二次救急医療を実施するとともに、中核病院の設立に向け、支援策の検討を行う。
36	市民部	医療対策課	急患医療センター及び在宅当番制運営事業	休日・夜間の急病患者に対する応急（一次）診療を実施する。
37	市民部	医療対策課	愛媛県地域医療構想の推進	県とともに作成した「愛媛県地域医療構想」に基づき、宇摩地域の医療資源を増やすことにより、安心・安全な生活を送ることができる。
38	福祉部	長寿支援課	生活支援体制整備事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。（運営は社会福祉協議会へ委託）
39	福祉部	長寿支援課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。
40	福祉部	長寿支援課	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	ケアマネジメント支援のためのネットワークづくり
41	福祉部	長寿支援課	認知症総合支援事業	「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人や家族の支援を地域の関係機関と連携し、総合的に推進していく。
42	福祉部	長寿支援課	老人クラブ育成事業	高齢者向けクラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成
43	福祉部	長寿支援課	老人福祉センター・老人憩いの家の設置運営	60歳以上高齢者の教養の向上、レクリエーション等のための場を設け、心身の健康の増進を図る。
44	福祉部	長寿支援課	一般介護予防事業	介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業により地域で介護予防を目的とした様々な機会を提供し、自ら介護予防に取り組める地域づくりを推進する。
45	福祉部	長寿支援課	高齢者バス利用費助成事業	地域に居住する高齢者に対し、高齢者の社会参加及び生きがいづくりの促進を図るため地域内を走行しているバスの回数券の半額を助成している。
46	福祉部	長寿支援課	重度要介護高齢者介護慰労金支給事業	要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、慰労金を支給し、介護の労をねぎらい、高齢者福祉の向上を図る。
47	福祉部	長寿支援課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き
48	福祉部	長寿支援課	生活管理指導短期宿泊事業	家庭環境等により在宅での生活が困難である場合に、一時的に養護老人ホームへ入所し、支援を行う。
49	福祉部	介護保険課	介護相談員派遣事業（介護保険特別会計）	施設・居住系サービスの提供の場を訪れる介護相談員を委嘱し、サービス事業者等に派遣することにより、利用者の不満等の解消を図り、事業者の介護サービスの質的向上を図る。 本事業は事後的な問題解決ではなく、事態を未然に防止し、利用者の日常的な不満・疑問に対応し改善の途を探る。
50	福祉部	生活福祉課	障害者手帳関係事務	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付関係事務
51	福祉部	生活福祉課	自立支援給付・地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、障害者または障害児に対して自立支援医療費および障がい福祉サービスの提供
52	福祉部	生活福祉課	福祉総合相談・案内窓口事業	基幹相談支援センターにおいて住民の福祉や利便性向上のため、総合的な福祉相談サービスの提供や相談等を行う。
53	福祉部	生活福祉課	特別障害者手当等支給事務	精神・身体に重度障害があり常時介護を必要とする方への手当支給

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
54	福祉部	生活福祉課	障がい者講座・講習の開催	障がい者及び家族を対象に、障害や疾病の理解促進や普及啓発を行う。
55	福祉部	生活福祉課	自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・就労等に関係する機関とのネットワーク構築
56	福祉部	生活福祉課	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置
57	福祉部	生活福祉課	相談支援専門員による相談業務	行政より委託した相談支援専門員による相談業務
58	福祉部	生活福祉課	障害者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。
59	福祉部	生活福祉課	民生児童委員活動事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施
60	福祉部	生活福祉課	生活保護施行に関する事務	就労支援・資産調査
61	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	住居確保給付金
62	福祉部	生活福祉課	障がい者福祉のしおり	障害者やその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するしおりを作成・配布することにより、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。
63	福祉部	生活福祉課	重層的支援体制整備事業	社会の変化により顕在化してきた「8050問題」や「ダブルケア」などの複雑・複合化した支援ニーズに対し、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、制度の狭間の問題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働を基盤とした支援体制を整備
64	福祉部	こども家庭課	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、四国中央市の一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するための計画の推進を図るもの。
65	福祉部	こども家庭課	しこちゅ〜ほこほこネットの連携	子育てフェスタの開催など、子育てに関する各種団体がネットワークを作り、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。
66	福祉部	こども家庭課	地域子育て支援拠点事業	概ね3歳くらいまでの乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を開設し、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和しこどもの健やかな育ちを促進することを目的とする事業
67	福祉部	こども家庭課	児童センター運営事業	児童に健全な遊び及び運動を通して、その健康及び体力を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童センターを運営し、児童福祉の増進を図る。(児童センターの管理は指定管理者に委託)
68	福祉部	こども家庭課	子育て総合相談事業	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供
69	福祉部	こども家庭課	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止対策の充実(児童虐待防止啓発、養育支援訪問事業)
70	福祉部	こども家庭課	ファミリー・サポート・センターの運営	児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するもの。
71	福祉部	こども家庭課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給
72	福祉部	こども家庭課	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親の生活の安定と経済的な自立促進のため、相談業務や資金の貸付など諸施策を実施 (1) 自立支援教育訓練給付金 (2) 高等職業訓練促進給付金等 (3) 高卒認定試験合格支援給付金

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
73	福祉部	こども家庭課	母子生活支援施設における保護の実施事務	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を斡旋し、自立の促進のためにその生活を支援する。
74	福祉部	こども家庭課	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。
75	福祉部	こども家庭課	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。
76	福祉部	保育幼稚園課	教育・保育の実施(保育園・幼稚園・認定こども園など)	・保育園・幼稚園・認定こども園など保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な児童等の保育に関する相談
77	福祉部	保育幼稚園課	一時保育事業	保護者の就労・疾病等で一時的に家庭での保育が困難な時に、保育施設で児童を保育する事業
78	福祉部	発達支援課	関係機関との会議の開催	四国中央市子ども若者発達支援センター運営審議会・自立支援協議会こども部会・子ども若者支援ネットワーク会議
79	福祉部	発達支援課	地域拠点事業	各種研修会の開催や関係機関への援助・助言、各種連絡会の開催を行う。
80	福祉部	発達支援課	児童発達支援事業	障がいや発達に特性のある就学前の子どもの基本的な生活習慣の自立を促したり、集団生活への適応力を育てたりする。
81	福祉部	発達支援課	相談支援事業	子どもの発達に関する相談だけでなく、ニートや引きこもりなど、子ども若者のさまざまな相談・支援を行う。
82	福祉部	発達支援課	放課後等デイサービス事業	障がいや発達に特性のある学齢期の児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上や、集団生活への適応力を育てていく。
83	経済部	産業支援課	市内企業人材確保支援事業	就職説明会等を実施する。
84	経済部	産業支援課	中小企業資金融資	信用保証制度を利用した中小企業者に対し保証料を補給する。
85	経済部	農林水産課	市単公有林整備事業	市有林の施業や管理を行うため、森林作業道の巡回を行う。
86	経済部	農林水産課	市単林道整備事業	林道の修繕や維持管理を行う。また、橋りょうの長寿命化を図るため、補修工事を行う。
87	建設部	建設課	土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)
88	建設部	都市計画課	都市公園等の管理及び設置に関する事務	・都市公園等の管理に関する事務 ・都市公園施設等の維持補修に関する事務 ・都市公園等の整備に関する事務
89	建設部	建築住宅課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。
90	教育 管理部	教育総務課	奨学援助事業	奨学金に関する事務
91	教育 管理部	生涯学習課	人権・同和教育の推進	人権意識を高めるための啓発を行う。
92	教育 管理部	生涯学習課	社会教育関係団体育成事業(社会教育関係団体活動費補助金)	1 四国中央市PTA連合会活動費補助金 団体育成のために活動に要する経費を補助するもの 2 四国中央市愛護班連絡協議会活動費補助金 団体育成のために活動に要する経費を補助するもの 3 ボーイスカウト四国中央第2団活動費補助金 団体育成のために活動に要する経費を補助するもの

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
93	教育 管理部	文化・スポーツ振興課	図書館の管理	・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供
94	教育 管理部	文化・スポーツ振興課	スポーツ協会等による活動への支援事業	スポーツを通じた観光交流の促進を図るため、市スポーツ協会等が中心となって、地域の観光PR活動やチームの情報発信力を高める活動等に対し、必要な支援を行う。
95	教育 指導部	学校教育課	生活指導・健全育成（教職員向け研修等）	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。
96	教育 指導部	学校教育課	特別の教科道德に関する調査・研究・研修会の開催等	特別の教科道德における授業改善や指導方法等について、調査研究を進め、各学校へ情報伝達するとともに、校内研修等への市指導主事派遣において指導助言を行い、教職員のスキルアップを図り、いじめ問題の本質的な問題解決に資する。
97	教育 指導部	学校教育課	教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行う。
98	教育 指導部	学校教育課	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。
99	教育 指導部	学校教育課	就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人一人の障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。
100	教育 指導部	学校教育課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。
101	教育 指導部	学校教育課	学校保健事業	学校保健安全法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、児童生徒並びに職員の健康増進に向けた各種事業、健康診断を行う。 （定期健康診断、就学時健康診断等）
102	教育 指導部	学校教育課	学校安全対策事業	学校内の安全推進体制の確立を図るとともに、蓄積したデータに基づき校内におけるけが減少に向けた取組を図る。
103	教育 指導部	学校教育課	少年育成センター事業	健全育成活動の総合的な拠点として、関係機関相互の連携と協働により、心身ともに健全な少年の育成に努めるための事業を実施する。 （１）補導活動の推進 （２）こども支援室による相談活動の充実 （３）少年健全育成のための広報啓発活動 （４）関係機関・団体との連携強化 ・健全育成講演会の開催 ・四国中央市の青少年の心を育てる指標「宇摩の子の誓い」の推進
104	教育 指導部	学校教育課	四国中央市いじめSTOP愛顔の子ども会議	市内の全小中学校の代表者が集まり、いじめの防止等のための取組について、各校の活動内容をもとに意見交換し、自校での取組をさらに推進し、その活動を広げていく。
105	教育 指導部	学校教育課	教育支援センター設置事業	不登校傾向の児童生徒を対象に、学校と連携しながら自主的な活動や様々な体験活動及び学習活動を通して、心の安定を図りながら自立を促し、集団に適應する力や社会性等を養い、社会的自立への支援を行う。
106	水道局	給水整備課	・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務	・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務
107	消防 本部	警防課	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	1 救急救命士の養成 2 救急資格者の養成 3 救急救命士の救急業務高度化教育 4 メディカルコントロール協議会事業への参画 5 事後検証体制の充実を図るため事後検証料を支払う。

2 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則（略）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が

図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図

りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。